

# 公立大学法人岩手県立大学研究倫理指針

平成 19 年 11 月 8 日 学長決裁  
令和 4 年 3 月 14 日 一部改訂

## (趣旨)

第 1 条 本指針は、公立大学法人岩手県立大学が設置する大学（以下「本学」という。）に所属するすべての教職員（以下「研究者」という。）が実施する研究について、これに携わる関係者に当該研究が社会の理解と協力を得つつ、学術研究の重要性と学問の自由を踏まえ、厳正に実施されるために遵守すべき事項を定めるものとする。

## (研究の基本)

第 2 条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客觀性をゆがめることがあってはならない。

2 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、科学者の行動規範（平成 18 年 10 月 3 日日本学術会議制定）のほか、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

## (定義)

第 3 条 この指針において「研究者」とは、本学に所属する教職員及び本学において研究活動に従事する者（研究に関わる学生を含む。）をいう。

2 この指針において「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項をいう。

3 この指針において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為をいう。

## (研究者の態度)

第 4 条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究協力者、研究支援者等に対しては、謝意をもって接しなければならない。

4 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。

5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。

6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的な妥当な手段で研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者は、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者は、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、正当な理由なくこれを他に漏らしてはならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、法令又は規程等に保存期間の定めのある場合はそれに遵うものとする。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第9条 研究者は、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係取扱規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

(研究成果発表の基準)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的な期間内において公表しないものとする。

2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見で

あることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

- 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- 4 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

(研究活動上の不正行為)

第 11 条 研究者は、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表などの各過程においてなされる次に掲げる行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、絶対にこれをしてはならない。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盜用 他の研究に携わる者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究に携わる者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) (1)から(3)以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

(オーサーシップの基準)

第 12 条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

(研究費の取扱基準)

第 13 条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
- 3 研究者は、研究費の使用にあたっては、関係法令、国等の資金配分機関の定め、本学関係規程などを遵守しなければならない。
- 4 研究者は、証拠書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第 14 条 研究者は、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(本学の責務)

第 15 条 本学は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

2 本学は、この指針の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては厳正かつ公正な措置を講じるものとする。

3 本学は、研究に関する倫理上の審査並びに研究活動上の不正行為及び研究費の不適切な使用の防止などの関連規程を定め、学内外に周知、公表するものとする。

附 則

この指針は、平成 19 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 4 年 3 月 14 日から施行する。